

家畜共済損害防止事業交付金（継続）

【平成19年度概算決定額：713,262（699,423）千円】

対策のポイント

家畜に多発する疾病であっても、予防措置を講ずれば、発病を未然に防止することが可能なものがあります。このような疾病を対象に検査を実施し、飼養管理指導等を行うことにより、疾病による共済事故の増加を抑制し、家畜共済事業の安定及び農家の掛金負担の軽減を図ります。

（事業実施の経緯）

繁殖障害、寄生虫病等の疾病は、簡易かつ確実な検査方法が確立されていることから、潜伏期間中に発見し、飼養管理技術の改善等の予防措置を講ずれば、発病を未然に防止することが可能です。

しかしながら、我が国においては、飼養管理技術の蓄積が不十分なまま多頭化等が進行し、事故が多発化する傾向にあります。

これらの疾病による共済事故が多発すれば、家畜共済事業の安定的な運営や、掛金負担の増嵩等の支障が生じます。

このため、対象疾病の早期発見、発病の未然防止等の損害防止事業を農業災害補償法に基づき実施します。

損害防止事業の対象疾病及び対象家畜

対象疾病	対象家畜
1. 肝蛭症（寄生虫病）	牛
2. 外傷性第二胃横隔膜炎その他の胃内の金属異物による疾病（金属異物性疾患）	牛
3. ピロプラズマ病（寄生虫病）	牛
4. 子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病（繁殖障害）	乳牛及び肉用牛の雌
5. ケトン症及び乳房炎	乳牛
6. 尿石症	肉用牛
7. 骨軟症	馬

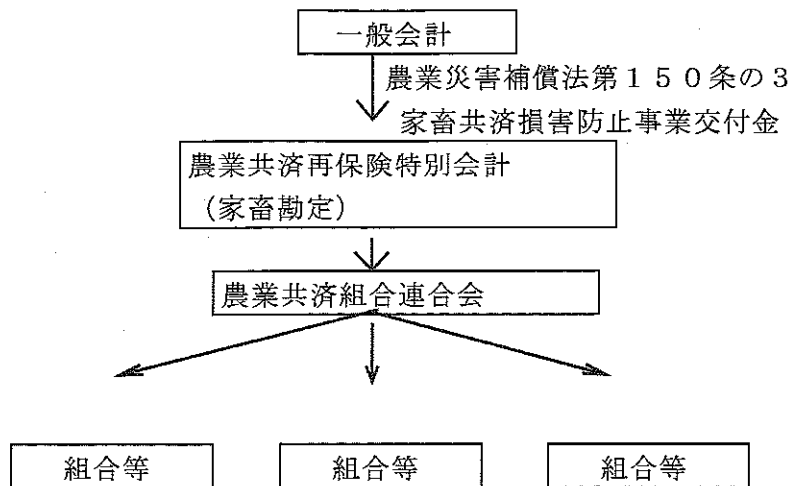
政策目標

被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

<内容>

農業共済組合連合会等が計画的かつ組織的に損害防止事業を実施するための（1）獣医師手当、（2）動物医薬品・治療に要する消耗品等購入に要する経費について、その一部を交付します。

仕組



【交付率：6／10】

【事業実施主体：特定組合、農業共済組合連合会】

[担当課：保険監理官（03-3501-3709（直））]